

栃木県知的障害児者生活サポート協会 規 約

(目的)

第1条 この会は、栃木県内の知的障害児者及び自閉症児者（以下「障害者」という。）の福祉の充実と安心して生活できることを目指し、本人及び家族等の費用負担の軽減を図ることを目的とする。また、この会は全国知的障害児者生活サポート協会に所属し、障害者とその保護者の生活の安定と福祉の増進に寄与することを併せて目的とする。

(名称)

第2条 この会は、栃木県知的障害児者生活サポート協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、栃木県宇都宮市若草1丁目10番6号とちぎ福祉プラザ2階、特定非営利活動法人栃木県障害施設・事業協会内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために次の各号に定める事業を行う。

- (1) 障害者の日常に関わる相談支援事業
- (2) 障害者の就労に関わる相談事業
- (3) 障害者の権利擁護に関わる事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、原則として次の各号のいずれかに該当する者の保護者（親族）とし、会の目的に賛同し会費を拠出した者とする。但し、保護者（親族）のいない者は、成年後見人等はその行為を代行することができる。

- (1) 栃木県内に在住または栃木県内施設利用の知的障害児者
- (2) 栃木県内に在住または栃木県内施設利用の発達障害児者

(役員)

第6条 本会に次の各号に定める役員をおく。

- (1) 理事10名（理事長・副理事長・事務局長を含む）
- (2) 監事2名

(役員を選任)

第7条 理事は、次の各号に定める関係団体から候補者の推薦を得て総会で選出する。

- (1) 一般社団法人栃木県手をつなぐ育成会
- (2) 特定非営利活動法人栃木県障害施設・事業協会
- (3) 栃木県特別支援学校知的障害教育校PTA連合会
- (4) 栃木県特別支援教育手をつなぐ親の会
- (5) 栃木県知的障害児（者）施設保護者会連絡協議会

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により選出する。

3 監事は、総会において選出する。

4 理事及び監事は、代議員を相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 理事は、理事会を構成し会務を執行する。

- 2 理事長は、本会を代表し会務を統括する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長の事故あるときは就任順位によりその職務を代行する。
- 4 監事は、次の各号に定める会務の執行を監査し、その結果を理事会及び総会に報告する。
 - (1) 本会の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。但し、補欠役員任期は前任者の残任任期とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は任期満了といえども、後任者が就任するまではその職務を行う。

(代議員)

第10条 代議員は、総会を組織し、この規約に定める事項を審議するほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し必要があると認める事項について要請することができる。

- 2 代議員は、支部より選出される。支部が選出できる代議員の定数は下表のとおりとする。

支部における会員数	代議員の定数
10名～49名	1名
50名～99名	2名まで
100名～149名	3名まで
150名～199名	4名まで
200名～	5名まで

- 3 代議員の任期は2年とする。但し、補欠代議員の任期は前任者の残任期間とし、再任されることができる。
- 4 代議員は任期満了といえども、後任者が就任するまではその職務を行う。

(顧問)

第11条 本会に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会及び総会の決議を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会及び総会等に助言を与えることができる。

(事務局)

第12条 本会の事務を円滑に処理するために、事務局を設置し、事務局長以下職員若干名をおくことができる。

- 2 職員の退職等により補充が必要な場合は、公募された候補者の中から理事長、副理事長、事務局長協議の上、理事長が任免する。

(支部)

第13条 本会は、原則として所定の登録申請書をもって、所属団体の各郡市支部及び各施設・特別支援学校等に支部を設置する。

- 2 支部は、支部長を選任するとともに、支部長に変更等が生じた場合は速やかに理事長まで報告しなければならない。
- 3 支部は次の各号に定める業務を行う。
 - (1) 会員の入退会に関する事
 - (2) 会員からの各種提出書類の確認及び本会への経由に関する事
 - (3) 会費の取りまとめに関する事

- (4) 会報等の資料配布に関する事
- (5) 本会の業務に関する会員等からの相談に関する事
- (6) その他必要な事

4 支部運営に関わる経費として、別表の金額を支弁する。

5 支部の設置が困難な所属団体の各支部及び各施設・特別支援学校等は、事務局が支部としての業務を代行する。

(会議の種類)

第 14 条 本会の会議は理事会及び総会とする。

(理事会)

第 15 条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) この規約に基づく規定、要綱の制定及び改廃に関する事項
- (4) その他、会の運営に関する重要な事項

2 理事会は、必要に応じて理事長が招集する。

3 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

4 理事会は理事の過半数以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会)

第 16 条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) この規約に基づく規定、要綱の制定及び改廃
- (4) その他、会の運営に関する重要な事項

2 総会は、毎年度 1 回以上理事長が招集する。

3 総会の議長は、その都度、代議員の中から選出する。

4 総会は、代議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第 17 条 会議の議決は、この規約及び別に定める規定によるもののほかは、出席理事又は出席代議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 18 条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人 2 名が、署名しなければならない。

(経費の支弁)

第 19 条 本会の経費は、会費と資産から生じる収入及びその他の収入をもって支弁する。

(資産)

第 20 条 本会の資産は、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、又は国公債の買入等により保管しなければならない。

(会計原則)

第 21 条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(会計年度)

第 22 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(予算及び事業計画)

第 23 条 本会の予算は、毎会計年度に理事長が編成し、理事会で審議し総会の議決を経なければならない。

2 予期し難い事情により、本会の事業計画及び予算を大幅に変更しようとするときは、総会の議決を得なければならない。但し、大幅な変更を伴わない場合は、理事会の議決を経て、理事長がこれを執行する。

(剰余金の分配の禁止)

第 24 条 本会は剰余金の分配を行うことができない。

2 解散（破産による解散を除く）のときに属する残余財産は、理事会及び総会において、理事及び代議員の現在数のそれぞれ 3 分の 2 以上の議決を得、かつ本会と類似の目的をもつ団体等に寄付するものとする。

(特別の利益の禁止)

第 25 条 本会は、本会に財産の贈与若しくは遺贈をする者、本会の役員若しくは会員の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(個人情報の保護)

第 26 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(運営状況の報告)

第 27 条 本会の運営状況については、毎年 1 回以上会報を発行して会員に配布しなければならない。

(規約の変更)

第 28 条 この規約は、理事会及び総会において、その議決を経なければ、変更することができない。

(施行細則)

第 29 条 この規約の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。第 9 条第 1 項及び第 10 条第 3 項の規定にかかわらず、この会の設立当初の役員及び代議員の任期は、平成 15 年 5 月 31 日までとする。
- 2 この規約は、平成 14 年 10 月 17 日一部改正。
- 3 平成 18 年 9 月 5 日、名称及び規約の一部改正。
- 4 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日、名称及び規約の一部改正。
- 5 平成 21 年 3 月 26 日、第 7 条(3)(4)一部改正。
- 6 平成 22 年 6 月 3 日、事務所の所在地の一部改正。
- 7 平成 26 年 5 月 27 日一部改正。
- 8 平成 28 年 5 月 27 日、第 13 条第 4 項の一部改正。
- 9 平成 29 年 6 月 9 日、第 3 条の一部改正
- 10 令和 3 年 5 月 21 日一部改正
- 11 令和 6 年 4 月 1 日、第 5 条(2)の一部改正